

国民皆保険制度等に関する意見書

わが国の医療保険制度は、「誰もが、いつでも、どこでも」安心して適切な医療を受けることができる世界に冠たる国民皆保険制度として、国民の健康と福祉の向上に大きく貢献している。このことにより、世界トップレベルの長寿社会を達成・維持することができ、他国に誇るべき制度として、高い評価を得ている。

しかし、近年における著しい高齢化の進展や医療技術の進歩は、必然的な医療費の増加や医療関係者の疲弊を招来しつつあり、国を挙げての医療制度改革を求められている。

このような中、後期高齢者医療制度の創設や療養病床の再編成の施策が進められている。また、地方の医療機関や小児科医、産科医等の不足が顕在化するなど、多くの国民は将来において、安定的で質の高い医療を享受することに、不安を抱いている状況にある。

よって、国におかれては、全ての国民が、安全で安心のできる医療サービスを引き続き受けることができるようにするため、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 社会保障費削減の見直しと、医療の質と安全を確保するための財源確保をすること。
- 2 後期高齢者医療制度における医療の継続性の維持と患者負担増の見直しを行うこと。
- 3 療養病床の再編成にあたっては、高齢者のための入院、入所施設を確保すること。
- 4 良質で安定的な医療提供に必要な医師・看護師の確保と養成の対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣